

●新井進議員の一般質問と答弁（大要）を紹介します。

9月定例会 一般質問

新井 進（日本共産党、京都市北区）2010年9月30日

関西財界主導の関西広域連合 議案を取り下げ、府民的な議論を保障せよ

【新井】日本共産党の新井進です。先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問します。

まず、「関西広域連合」についてです。

一点目は、「広域連合」と「道州制」との関係についてです。今回の「設立案」では、これまでの「案」にあった「将来の道州制導入のステップになるのか、あるいは道州制に代わる分権型広域行政システムになるのか」という文言が削除され、「広域連合は府県との併存を前提とした設置根拠も道州とは異なる組織であり、広域連合がそのまま道州に転化するものではない」と書かれました。知事は「これで議会への説明がしやすくなった」と述べられているようですが、これによって府議会でこれまで議論されてきた問題がクリアーできたとするのはあまりにもひどい話です。

まず「道州と広域連合の設置根拠は異なる組織」であることは、なにも書かなくてもだれもが知っていることで、道州制に関する法律はいまはないわけですから、法的根拠もなしに道州を作ることはできないし、設置根拠が異なることは当然のことです。そして「広域連合がそのまま道州に転化するものではない」というのも、鳥取県や徳島県が入り、奈良県が入らない「関西州」ができるとはだれも思ってもいません。鳥取県の知事は、「鳥取県の軸足は中国地方」と言っているのですから、広域連合がそのまま転化するものではないという確認も、何の意味も持たないもので、これが確認されたから、議会での議論がクリアーできたというのはあまりにも議論の経過を皮相に見ているものだといわなければなりません。

いま、問われているのは、「特別地方公共団体」という地方自治の組織を作るのに誰が主導してきたかということです。

関西財界・関経連は1955年に「府県を廃止し、新たな国の総合出先機関である道州を設ける」ことをいち早く提案するなど、早くから道州制導入を繰り返し提案してきました。こうした中で2003年2月に「関西モデルの提案」として「現行の都道府県制と併存する形も含めて、選択肢のある『州制』を創設。関西は府県連合型の『関西州』が望ましい。まず地方が行動を起こし『広域連合関西州』設立を」と提案。これを受けた形で、同年7月に経済団体と府県・政令市も加わった「関西分権改革研究会」が発足、その後これが「関西分権改革推進委員会」「関西分権改革推進協議会」となり、2007年7月に「関西広域機構」となったのです。そして、これらの中心には常に関西財界関係者が座ってきました。

そして2008年7月には、関経連が「分権改革と道州制に関する基本的考え方」として「地方分権を徹底して進めた結果として実現する我が国の新しい統治機構の姿が道州制。その実現プロセスとして広域連合制度を活用し、関西モデルを先行事例に」と発表したのです。関西広域機構分権改革推進本部会議も、同じ時期に「広域連合を検討の段階から設立に関する具体的準備を進める段階に移行することを基本合意」したのです。このようにして進められてきたのが「関西広域連合」設立の経過で、特別地方公共団体を作るとしながら、住民的な議論は一切行なわれてきてはいません。まさに関西財界主導で進められてきたことは誰が見ても明らかではありませんか。だからこそ、8月27日の本部会議における合意を関経連会長は「国の形を変える大きなスタートが切れる」と歓迎し、関西経済同友会代表幹事も「道州制との関連の議論をシャットアウトせず、視野に入れた中で広域連合を定着させてほしい」と語

っているのです。

結局、関西広域連合の設立は、関西財界がねらう道州制へのステップ、起爆剤であることには変わりはないのです。

知事は、これらの経過を見ても、今回、広域連合が「そのまま道州に転化するものではない」と確認したから、府議会で議論されてきた「関西財界・関経連主導ではないか」「道州制へのステップではないか」との批判や危惧がクリアーできたと考えておられるのですか。お答えください。

また、知事は、迫議員の質問に対し、「府民交流会等で直接説明し、その意見をいただき、さらに府民の意見募集も行なって、賛成もたくさんいただいている。」と答弁されましたが、たった 104 件の府民意見、しかもその 6 割は府民交流会の場などでの意見です。これで住民的な議論はすんだとされるおつもりですか。お答えください。

二点目は、奈良県や福井県知事は、「広域連合」は「屋上屋になる」と参加しない意向を表明していますが、スタート時での広域連合の事務を見たとき、本当に「屋上屋」を架すものとなるのは明らかです。

たとえば、「広域観光・文化振興」では、広域観光ルートの設定や関西全域を対象とする観光統計調査などがあげられています。しかし、奈良県や京都、神戸など政令市が入らないもとでは、これらの連携、協力がなければ、実施できません。そうすると、当然、広域連合内での議論・調整とは別に、これらの県や政令市との協議の場が必要となり、きわめて非効率になります。

また、広域防災を考えても、合同防災訓練はこれまでから行なわれてきました。しかし、広域連合に参加する府県だけで、効果があげられるのか。極めて疑問です。こうした問題点は、知事もご存知のはずの「全国知事会道州制特別委員会」の平成 18 年 6 月の報告書でも、広域連合は「関係都道府県からの財政負担に依存することとなるばかりか、事業実施にあたっては実質的に複数構成団体の意向に左右されるなど、むしろ調整に時間がかかることも想定される。また、現行の都道府県を存続しながら新たに広域連合を設立することは組織上、屋上屋を架すことにもなりかねず、運用に関しては効率性に欠けるとともに、住民から見れば責任の所在が分かりにくくなることや広域連合で実施する事務と都道府県で実施する事務の連携・調整の面で総合的な対応が不十分となることが懸念される」と指摘しているのです。

このように、住民ニーズにこたえた広域行政のためだといいつつながら、実際は現在よりも後退するか、それとも二度手間な、非効率な運営をしなければならないことになるのではありませんか。いかがですか。お答えください。

「広域連合」は住民のニーズに応えた広域行政のために必要なのではなく、関西財界の意向に応じて道州制へのステップとするために強引に進めようとしているだけだといわなければなりません。このことは第 4 回本部会議で猿渡前副知事も、大阪の橋下知事の意見にあわせて「広域連合は何のためにつくるのか」というと、住民のニーズにこたえて住民サービスの向上だと言っているが、現状打破のための政治運動のツールなんだというのが分かりやすい話だ」と、その狙いを語っているのです。

また、知事は、「広域連合」になれば住民参加が保障され、議会のチェックができるといいますが、連合議会に参加するのは、京都でたった 3 人です。これで府民の多様な意見を反映できるとでも考えておられるのですか。いまでも府議会には 5 つの会派があるわけですから少数会派の意見が届かない、ましてや住民の声が届かない組織になってしまうのではありませんか。

知事が本当に「住民参加が大事だ」と思っておられるのなら、今回の広域連合設立のための規約案の提案を取り下げ、あらためて府民的な議論を保障すべきです。いかがですか。

【知事】 関西広域連合について。確かに経済界が要望していたというのは事実です。そしてその要望も実は道州制であるというのも事実です。しかし、私ももう 8 年以上知事をやっていますから、この経緯は関西の知事の中でも一番知っている 1 人でありましてけれども、われわれは関経連がおっしゃる道州制

というのは今、非常に無理がある。そうした中で、ずっと話し合いを続けてきて、どうすれば一番、関西が団結しながら、そして広域行政に対して一番いいアプローチができるのかということを検討を重ねてきて、逆にわれわれのほうから関経連に対して説得する形で進んできたわけです。そういう中で、今回、関西広域連合を私たちは決めたわけであり、その中では2府5県の知事が提案し、議会が承認しなければできない、そして道州制については法律のいる話だ、それはまさに新井議員のおっしゃったとおりで、道州制に転化できるものではまったくありませんし、道州制に続くようなものではまったくありません。あくまで広域行政課題を関西が団結してこなしていこうという、その目的のためにつくられているものだという事は、新井議員のおっしゃる通りだと私も思いますし、それ以上のものでも、それ以下のものでもありません。そして先の代表質問でもお答えしましたが、その中でいろいろなご懸念がある、心配があるということでしたので、分権改革推進本部会議でも広域連合は道州制とはことなる組織であり、広域連合はそのまま道州制に転化するものではないということを経済界のみなさまにもしっかりともう一度確認した形で話を進めさせていただき、明記したところであります。こういう形ですので、道州制に転化するものではないということをお断りして二重三重に確認してきたものであります。

またこれまでの府民への周知広報についても、ホームページや府民だよりだけの広報ではなくて、独自のパンフレットも作成しました。私も府民交流会等で直接府民に説明するなど、あらゆる機会をとらえて説明するなど、あらゆる機会をとらえて説明するなかで、ご意見いただいたわけなので、私は当然十分な説明をしてきたと考えています。

また、防災の広域的取り組みやドクターヘリの共同運航など、これは府民にとっても切実な安心・安全分野への期待が大きく出ていると考えており、それも透明でかつ意思決定、責任機関もはっきりさせていかなければならない、その面で関西広域連合は非常にメリットがある。新井議員が行政の効率化についてもお話していただけるのはありがたいと思いますが、府県が担う一部の試験事務等についても、これも共同によってコスト削減もはかれます。

また、奈良県は参加しないといっているわけではないんですね。当面保留させていただくというふうには、この前の会議でもいっているわけで、それから大阪市、堺市は参加したいけれど今までの積み上げがあるから、今参加をすると混乱するので、次の段階で京都市、神戸市とも話をしながら、ちゃんと参加にむけてステップをしたいということを宣言しているわけで、この点についても誤解のないようにしていただきたい。

連合議会の定数について、設立当初の事務の規模、内容や今ある広域連合の例から考えても、私は適当な規模ではないかと考えます。また、配分についても880万人の大阪府が5人に対して、3分の1以下の人口の京都が3人、60万人の鳥取が2人となっています。まさに少数意見に配慮する形のものになっているということをお断りしたいです。私は理解いただきたいと思いますが、連合議員というのは、各府県の議会の議員の中から選出していただくことになっており、府議会を代表して活動されるものと考えています。さらに広域連携とは違い、直接請求制度が担保されており、住民による監視のための体制もできている点では、今よりも大変大きな進歩があると思います。

東南海、南海地震に加えて、広域防災対策や、感染症の防疫対策など、広域課題の対応はまったなしの状況であり、また、さきほどツールという話がありましたが、確かに地方分権にとって大きなツールになるものであるだけに、私は関西の将来を思い、府民の安心・安全を考え、ただちに行動すべきとの考えから、今議会に提案したものです。

【新井・再質問】 ご答弁いただいたが、関西経済界を説得して書いた結果だとおっしゃったけれども、ところが6月議会に「6月2日の近畿ブロック知事会で関西広域連合は道州制を前提にしたものでない」と確認したと報告がありましたが、その直後の6月22日に関経連会長は政府の「地域主権戦略大

綱」に関するコメントで「関西では将来の道州制へのステップとなる関西広域連合の設立を目指しており、今後とも政府の協力を得てすすめていきたい」といっています。

さらに、8月27日に今回の「設立案」「規約案」が確認されたあと、9月初めに大阪府議会で理事者が議会に対して説明している資料には「道州制導入に向けたコンセンサス形成にも有効であることから早期実現に取り組む」と書いているのです。道州制へのステップではないと知事がいくら言われても、広域連合を進めてきている関西財界関係者や大阪府がこういっているのです。これについてはどう説明されるのですか。お答えください。結局今回の確認事項になっている中身については、(知事会の合意も、設立案の書き換えも)、何の役にもたっていないことを証明していると思うので、ご答弁いただきたい。

もう一点は、「広域行政に対応するため」と先日の代表質問に対する答弁でもさまざま言われましたが、すでに私が指摘したとおり、矛盾だらけであることは明らかです。知事は東南海、南海地震への対応の必要性も強調されましたが、2009年3月の第4回本部会議に出席した猿渡前副知事はこういっているのです。「広域防災は計画をつくったり訓練をするのはいいんですが、実際に大規模災害が起こった場合には、政令市の消防局を中心とした実働部隊、これは実は都道府県知事の指揮命令権がないということでもありますので、政令市の理解が不可欠だ」といっているのです。つまり政令市が参加しない広域連合では、大規模災害の訓練や計画を作っても実際には災害が起こっても役に立たないといっているのです。知事の説明と明らかに違うことを言っているわけですが、これについてはどう説明されるのか、お答えください。

合わせて、大阪市や堺市のことを言われましたが、京都市長が今市議会にどういう答弁をしているか、知事をご存知ですか。あらためてその点についてもお聞かせください。

もう一点は、住民的にはいろいろやってきたとおっしゃいましたが、さきほどいいましたように賛成も含めて出された意見はたったの104件です。しかも、いま申し上げたような問題点は府民にはなんら示されていません。

そこで提案ですが、知事が住民参加、住民自治が大事だといわれるのなら府民の前で、議会の関係者も含め、賛成、反対の意見を明らかにした公開の討論を行なってはいかがでしょうか。そのうえで新しい自治のための組織をつくるのですから住民投票を行なうことも含めて求めたいと思いますが、いかがですか。

【知事・再答弁】 関西財界、大阪府がそれぞれ道州制を主張している、逆にいえば兵庫県のほうは道州制絶対反対。まさにそういうなかで一生懸命協議をして、一番いい案をつくりあげていく。これが民主主義ではないでしょうか。私たちは協議を重ねてきて、一番いい形でやっていく。そしてそれについてはきちっと一本線を入れて、これは道州制とは完全に区分されるものだということを全員で理解をした。あとはそれぞれの解釈があるのかもしれませんが、こういう多様な価値を一つのものにまとめていく、それによって一つの前進をしていこうというのが今回の関西広域連合であり、私はそれは大変民主的な手続きの中で行なわれたものであるというふうに考えています。

それから広域防災についてですが、もちろん実際の時の話ではなくて、今回は準備の時の例えば防災拠点における備蓄をどうするのかという話でありますし、そこで実際の計画もやっていくということで、例えば防災訓練では必ず京都府と京都市が一緒にやらなければならないという話になるので、それはお互いのなかでやっていくということです。それは京都市長がおっしゃっていることにもまったく通じるものでありまして、今の広域連合というのは市の事務はないですから、政令市の事務がない中に参加するというのは、そもそも論理矛盾なので、大阪市も堺市も見送られたということです。

それから公開討論という点に関しては、この京都府議会以上の公開討論の場があるのでしょうか。まさにこれは公開討論の場であり、代表質問の場を通じ、テレビでも流され、また今日もインターネットで流され、傍聴の方もいる。これ以上の公開討論の場をつくるというのは、私は議会の軽視だと思いま

す。

【新井・指摘】 ご答弁いただきましたが、一つは関西広域連合というのは、知事がいくら言われようともまさに道州制に向かって国の形を変えていこうという財界の意向に沿って物事が進んできて、しかも京都府議会において、京都府として提案をして、これを進めるのに加担をしていくと、そういう道に進むものであることは明らかだと思います。ですから今回の設立案の中に新しく書き込まれた内容で、これまでの府議会の批判や危惧が何ら解決していない、このことを厳しく指摘しておきます。

そして広域行政のことについては、さきほど言いましたように堺市や大阪市長は、参加について検討と言いましたが、京都市長は参加については見合わせるとも言っていないんです。参加をする考えはないと言っているんですよ。ですから、そういう意味では、今までの議論の中で言っても、政令市を抜きに実際に防災対策できるのか、そして実際に観光対策はできるのか、この問題を抜きにして、広域連合をつくれれば府民ニーズにこたえられるんだというのはまったく暴論だと思います。

最後になりますが、府民の前に賛否を明らかにして討論することは、事実上避けられているということです。議会の中で討論はしていますが、現実には住民参加といえ一番の保証は住民投票です。そのことについても避け続けています。知事が、口では住民自治、住民参加といわれますが、結局それはポーズだけだと言わざるをえません。そのことを厳しく指摘して、次の質問に移ります。

農業問題について

米価下落対策と、家族経営を中心にした担い手対策を

【新井】 次に農業問題についてです。

いま、農村では稲刈りの真っ最中ですが、農家にとっては喜べない秋となっています。米価は9カ月連続で値下がりし、過去最低の価格となっています。すでに新米の出荷が始まっていますが、JA 京都の22年産米概算金は、丹後のコシヒカリ1等で30キロ5000円です。昨年が丹後コシヒカリ1等で6475円でしたから23%もの値下げです。60キロ当たりになれば、2950円です。近畿の60キロ当たりの生産費が17711円です。1万円の米価であれば7700円もの赤字になるのです。5haの稲作農家であれば300万円を超える赤字になるわけですから、いくら規模拡大で合理化しても採算が取れないことは明らかではありませんか。

ですからいま、農家や農業団体はこぞって、米価の暴落対策、下支えを国に求めています。JA 全中も緊急対策として①今年産米の価格が大幅に下落する事態を招かないようにすること②いまの過剰米を主食用市場から隔離するなど政府による緊急対策をとること③政府棚上げ備蓄は今年産米から前倒しして早期実施することなどを提案しています。ところが民主党政権は、「コメの過剰対策はとらない」との態度をとり続けています。

そこで知事にお伺いしますが、今年の米価の大幅な下落について、どのように認識されていますか。こうした下落を放置して、農家が安心して農業生産を続けられるとお考えですか。お聞かせください。

第二に、何ら手立てを打とうとしない政府に対し、まず、緊急に40万トンの備蓄米買い入れを前倒しで実施すること、過剰米について主食の流通から隔離する対策をとることを強く求めるべきだと考えますがいかがですか。JA 全中の試算では40万トン買い入れた場合は約850億円かかる一方、過剰米を放置して60キロ、2000円から2500円下落した場合、戸別所得補償の変動部分の補填額は2000億円から3000億円が必要となるとしています。本府としても政府に決断を求めるべきです。

また、いまの生産費も保障せず、価格は市場任せの戸別所得補償をあらため、真に生産コストを保障

するよう政府に求めるべきです。そもそも標準的な米の生産費は労賃を2割カットし、全国一律で13703円ときわめて低く定め、標準的な販売価格が11978円を下回った場合、その差額を変動部分として補償するというものですが、標準的な販売価格は過去3年間の平均で、相対取引価格が下がれば下がるほど補填額は下がる仕組みになっています。これでは、農家の生産費を保障できるわけがありません。政府として生産コストを保障する仕組みとするよう強く求めるべきです。いかがですか。

第三に、米価の大幅な下落で農家が悲鳴を上げているとき、府としても緊急対策を講じるべきです。これまでから提案してきましたが、せめて緊急措置として六〇キロ当たり1000円上積み措置を府としても行なうべきです。京丹後市では、特裁米に対し1ha以上の作付農家に対し10a当たり1万円の助成を行なっています。これに府も上積みすれば大きく農家を励ますこととなります。2010年農林業センサス速報値でも農業就業者が5年間で22%、5分の1以上も減少したことを報じています。担い手の確保のための最大の保障は、農業で食えるようにすることです。緊急対策をとられるよう強く求めますがいかがですか。

次に、担い手対策、後継者育成についてです。本府はいま、担い手が減少するもとの、農業ビジネス支援、「農商工連携」等により、企業など農業者以外からの農業への参入を促進することに力を入れています。しかし、これが本来の担い手対策になるのか、きわめて疑問です。私は、農家や営農組合など、その地域に住む人たちが、自らが作り出した農産物や地域の資源を加工し、付加価値をつけ、商品化して、農家所得を増やすことは大いに支援すべきだと考えています。(すでにこれまでから芦生のなめこ組合や大宮町の常吉百貨店など多くのところで地域づくりのための努力が重ねられ、私の地元北区でも、賀茂ナスを使ったジャムやトマトのジャムなどをレストランなどと共同で開発するなど努力されています。)しかし、いま本府がおこなっている対策の中には、居酒屋チェーン店の「ワタミ」や、「かね正」などの企業が農業へ参入するための支援として多額の農業関連補助金がつぎ込まれてきました。これは農家の持つ生産力や生産技術、そして地域の資源が、企業の儲けの場となり、農家は単にその労働力として扱われることになりかねません。そして企業は、儲からなければ撤退し、あとは広大な荒廃地が残されただけという事態が、すでに他府県で生まれているのです。こうしたやり方になるなら、企業のもうけのための農業への参入を支援することになり、担い手確保にはつながらないものだといわなければなりません。

いま、京都府農政に求められているのは、家族経営を中心に、農業を続けたい、やりたい人をすべて支援し、担い手を増やすことです。その最大の保障はすでに述べました、米価をはじめとした農産物の価格保障・所得補償で再生産を保障することが何よりも重要です。

そして担い手対策として求められているのは、第一には大小多様な家族経営の育成を図ることが基本です。大規模経営だけでは地域農業は維持できません。いま農村出身の団塊世代が増えています。こうした人たちがふるさとにUターンして農業ができるよう誘導と支援策をつよめることや農家の子弟など農村に暮らす人たちが多様な形態で農業に取り組めるよう支援策を拡充することです。

第二は、集落営農や大規模経営への実態に応じた支援です。いま農村を支え、農地を守っている営農集団や中核的農家も、米価の下落のもとで、機械の更新もできず、機械がだめになったときがリタイアするときといわれています。こうした機械の更新に対し、法人化などの条件をつけるのではなく、助成措置のいっそうの拡充を求めますがいかがですか。

第三は、新規就農支援事業を抜本的に改善・拡充することです。ジョブカフェでの相談件数はここ数年大幅に増え、昨年は1149件にも上っています。しかし、実践農場等の研修に結びついたのは一昨年が13人、昨年が9人です。受け入れの体制の問題などもありますが、一つは、新規就業支援事業の予算規模が1200万円と6~7人分しかありません。これを大幅に拡充することが必要です。さらに、研修貸付金制度は、自己負担をなくし月15万円を3年間に拡充するなど、せつかく農業に意欲を持って取り組もうとする人たちが、当面の生活ができるよう支援策を拡充すべきです。そして研修終了後の

自立支援、住まいや子どもの教育など不安をなくすよう支援策を強化すべきです。いかがですか。

以上、担い手対策について数点挙げましたが、企業などの参入に支援を拡大するやり方を改め、家族経営を中心にした担い手の確保を重視した対策となるよう求めますがいかがですか。積極的な答弁を期待します。

【農林水産部長】米価下落についてですが、府内の水稲共済加入農家の9割を超える方が申請された、コメの個別所得補償モデル事業、生産調整に参加するコメ農家10a当たり15000円を一律に支払う、それとは別に米価過去3年の平均価格を下回れば、その差額相当も追加支払いされることから、知事が武田議員にもお答えした通り、多くの農家にとって、農業経営上有効と考えていますが、営農活動への影響を見極めるにはまだ時期が早いのではないかと考えております。

過剰米対策については、全国流通するコメの需給調整は国が責任をもって対応すべきものであり、これまでから米価下落に歯止めがかかるコメの需給調整システムを構築するよう国へ訴えてきましたが、米価下落が長期化すれば、農家所得の減少や生産意欲の減退につながることも懸念されるので、引き続き国に対して強く訴えてまいります。

生産コストへの支援については、京都府は中山間地域が多く、経営規模も小さいことから、生産コストが割高であり、全国一律の保障単価では十分でないため、経営規模別の単価設定や、農家の営農努力が反映される品質等の加算措置など、制度の充実についてこれまでから知事自身が国に提案してきており、引き続き地域実態に即した内容となるよう提案していくこととしています。

米価下落への緊急的な対応としては、さきほどお答えした通り、国においてその差額相当が追加支払いされることになっています。京都府としては特別栽培米や特A評価の獲得など付加価値が高いコメづくりと京都米の消費拡大、さらには小豆、黒豆、京野菜など収益性の高い品目の導入促進などを通じ、トータルとして農家所得の確保をはかり、将来にわたって農業経営が維持発展できるよう引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に担い手対策について、中山間地域が7割を占め、大規模農家に適する地域が少ない京都府農業において、多様な担い手が農業経営に安心して取り組めるよう、これまでから地域農場づくりによる水稲の受託組織や、女性や青年帰農者などによる収益性の高い野菜経営等を育成しているところです。また、高齢化、担い手不足の地域農業を再生するためには、後継者が魅力を感じ、経営継承できる持続可能な農業経営を育成することが最も重要と考えており、そのため農業ビジネスセンター京都を設立するなど、ビジネス感覚をもった農業経営に力を入れ、1263人の認定農業者や家族経営を母体とした106の農業法人・地域に育成をしてきたところです。

農業機械への助成については、新規作物の導入や経営規模の拡大等、経営力の強化につながるものについて、これまでから農業者グループや認定農業者等、幅広く補助対象とし、機械の更新は融資制度を準備しています。就農研修資金の対象人数や貸与期間の拡充については、借り受け者からの償還金も貸付の財源にできることから、就農計画を認定された方のすべてに貸与し、また、ほとんどの方が2年の研修期間で就農しており、修了後も早期に地域で定着できるよう中山間地域の就農者への償還助成や普及センターによる技術指導から生活面までのサポートなど、きめ細やかな支援をしています。

農商工連携については、一部の企業を対象に実施しているものではなく、家族経営はもとより、農商工連携応援ファンドの事業対象であり、これまで2年間で認定した19件の中に家族経営や農業者を主体とした法人等が6割以上含まれています。今後とも付加価値の高いものづくりや、生産から加工、販売にいたる独自産業化を支援していきます。